

鴨川市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、鴨川市地域公共交通活性化協議会規約第11条第4項の規定に基づき、鴨川市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事
- (2) 協議会の資料作成に関する事
- (3) 協議会の庶務に関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

- 第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、鴨川市企画政策課長をもって充てる。
 - 3 事務局員は、鴨川市企画政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事
- (3) 物品及び現金の出納に関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、鴨川市において定められている公文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、鴨川市において定められている公印の取扱いの例による。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年3月 日から施行する。

別表

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
鴨川市地域公共交通活性化協議会会長之印	鴨川市地域公共交通活性化協議会会長之印	てん書	24mm×24mm	会長名をもって発する文書	1	事務局長

